

沖縄県北部地域の振興に関する方針

平成 11 年 12 月

沖縄県北部地域の振興に関する方針

— 目 次 —

現状認識及び政策の基本方向	1
1．人口動態にみる現状	1
2．政策の基本方向	2
（1）基本認識	2
（2）政策の基本方向	2
政策の具体化の方向	5
1．活力ある地域経済を目指す産業の振興	6
（1）観光・リゾート産業の振興	6
（2）情報通信関連産業の集積促進	7
（3）農林水産業の振興	8
（4）商工業の活性化	9
2．活力ある地域と産業を支える基盤の整備	10
（1）長期発展の基盤のための人材の育成	10
（2）研究開発と国際交流の促進	10
（3）潤いとやすらぎのある生活環境の整備と長寿福祉社会の実現	11
（4）交通体系及び企業立地基盤の整備	12
実現に向けた取組方針	14
1．当面の課題の実現	14
2．中長期の取組に向けた枠組みの確保	14
（1）「新たな沖縄振興計画」における位置づけ	14
（2）財政的な措置	15
（3）推進体制の整備	15

現状認識及び政策の基本方向

１．人口動態にみる現状

「沖縄県北部地域の振興についての要望（以下、「要望」と略す。）にもあるように、復帰前の昭和 45 年と比較した人口増加率では、中南部地域が 7～9 割の増加を示してきたのに対し、北部地域はほぼ横ばいにとどまっており、県内における人口比率を大幅に低下させてきた。

北部地域における出生者数は過去 10 年間で 14,228 人であり、これを人口千人当たりでみると、約 115 人となっており、他地域（同時期の人口 10 万人当たり中部地域約 129 人、南部地域約 137 人、八重山・宮古地域約 120 人）と比較して出生者比率については、それほど遜色はない。それにもかかわらずこうした北部地域の人口比率低下が生じているのは、他地域に比べて高齢者の比率が高いことと合わせて、明らかに地域外への人口の流出が大きな原因となっている。

ちなみに、北部地域における人口の定着率（生まれた人口がどの程度その地域にとどまるかを示すもの。）を年齢別にみると、義務教育修了前の 5～9 歳及び 10～14 歳については、ほぼ 100%とどまっており、また、高校進学期と大学進学期を挟む 15～19 歳でも 91.8%と、県全体の 95.6%に比べて若干の開きにとどまっている。この開きは 20 歳以上で決定的となり、20～24 歳が 69.0%（全県では 85.7%）、25～29 歳が 61.9%（同 84.5）、30～34 歳が 54.8%（同 82.7%）となる。

このように、北部地域の人口は、特に就業段階において極端に減少していく姿が浮き彫りになっており、新たな雇用機会の創出が必要不可欠の課題となっていることを示している。

2 . 政策の基本方向

(1) 基本認識

沖縄県及び北部 12 市町村は、「20 万人広域圏」あるいは当面の課題としての「15 万人の圏域人口」を掲げている。人口動態の現状認識に立てば、定住人口の増加こそが、北部地域の活性化、ひいては県土の均衡ある発展を図る上での基礎的な課題であり、要望の中の目標もそうした認識に立脚するものと理解する。こうした目標の設定に当たっては、相当長期にわたる努力の継続が前提となるものと考えられ、容易な課題ではないが、北部地域関係者の危機感を踏まえたとき、これまでの人口潮流に変化を与えるような実効性のある取組が行われるよう、政府においても最大限の支援を行っていくことが求められているものと認識する。

平成 10 年 3 月に策定した新しい全国総合開発計画（平成 10 年 3 月 31 日閣議決定）において、「特に北部圏については、沖縄本島の一体的な発展を図る上でその果たす役割は大きく、地域特性を活かしつつ今後とも振興に向けての着実な取組を進める。」とされているところである。政府においては、この新全総の考え方を基本認識として位置づけ、沖縄県北部地域の振興に全力を挙げていて取り組むこととする。

(2) 政策の基本方向

< 定住人口の増加を目指して >

北部地域における定住人口の増加を目指すとき、まず第一に、人口の社会的流出の傾向に歯止めをかける必要がある。そのとき、地域の若者が定住できる雇用機会の創出が最大の課題となる。

第二に、定住人口の増加に向けた諸般の取組が、地域の若者の定住を促進するだけでなく、これと併せて、企業進出等を通じて地域外の人々が北部地域に定着するような成果にも結びつくことが期待される。すなわ

ち、魅力ある雇用機会の創出や生活環境の整備によって人口の社会的「流入」を自然な形で実現していくことが併せて求められるところである。

< 人と産業の定住条件の整備 >

こうした成果を発揮するための対策は一言で言えば、「人と産業の定住条件の整備」である。

産業の振興は、雇用機会の創出と表裏一体の課題であり、そのためには、企業誘致の促進と内発的な産業育成が車の両輪の課題となる。観光関連や農林水産業を含めた地場産業のさらなる発展を図るための地域産業おこしの取組が企業誘致とともに併せて重要である。

また、「産業の定住条件の整備」と平行して、「人と定住条件の整備」が併せて課題となる。生活環境をより魅力あるものに整備し、複数世代が共生できる地域づくりの展開が期待される。その場合、雇用機会と併せて、若者に魅力ある都市的機能が北部地域により一層集積し、定住効果を発揮していく必要がある。

< 地域間バランスへの配慮 >

要望にもあるとおり、政策の展開を図るに当たっては、圏域内のそれぞれの地域間のバランス、とりわけ西海岸地域と東海岸地域、本島と離島それぞれのバランスに配慮する必要がある。そうした配慮の中で、北部地域全体のポテンシャルが地域そのものの振興に活かされるとともに、沖縄全体の発展のために役立てられるものとする。

なお、若者の定住を図る上で、都市的機能の集積は避けて通れない課題であるが、要望にある地域間バランスの視点に立つとき、こうした課題が北部地域の中の南北格差、ミニ一極集中に拍車をかけることにならない

よう、都市的機能の広域的分担の考え方を極力確保することやインフラ整備を通じた人の流れへの配慮などが求められる。

< 要望の考え方の重視 >

上記の諸点とともに、要望において「基本戦略」として示された「地域資源を活用した特色ある産業広域圏の創造」、「多様な交流と情報発信を促進する交流広域圏の創造」及び「人と自然が共生する環境広域圏の創造」の各戦略的観点についても、政府の施策展開に当たっての基本方向として重視することとする。

施策の具体化の方向

北部地域の振興に当たっては、北部の地域資源や特性を、その基盤となる自然環境に配慮しつつ、積極的に活かすことによって、効果的な展開が可能となり、また、他地域との相互補完関係の中での取組として、県全体の経済発展につながっていくものとする。

そうした視点から、自然環境をはじめとする観光資源の豊かな北部地域にあって、観光・リゾート産業の一層の発展が強く期待される場所である。また、「地域資源型」とも言うべき、地場の製造業や農林水産業のさらなる発展が追求されるべきである。

商業分野については、地域住民にとっての魅力ある都市的機能としての位置づけとともに、観光・リゾート地としての関連においても活かしていくことが期待される。

また、大きな可能性が期待される情報通信産業については、名護を中心に北部地域において企業立地に一定の成果が得られつつある場所であり、今後、さらなる集積を図ることは可能と考えられ、その振興についても重点的に取り組むこととする。

以上のような考え方のもとで各産業分野の振興に努めるとともに、そのためのインフラストラクチャーとしての人材の育成、研究開発・国際交流の促進、北部新空港をはじめとする交通基盤の整備、企業立地基盤の整備等に取り組むこととする。

さらに、北部振興の基本的課題が「人と産業の定住条件の整備」であることに留意し、産業振興の基盤整備と併せて、人の定住条件の整備として、潤いやすらぎのある生活環境の整備や長寿福祉社会の実現に向けた取組などに努めることとする。

1. 活力ある地域経済を目指す産業の振興

(1) 観光・リゾート産業の振興

観光・リゾート産業は、それ自身のためだけでなく、他の地域産業の発展の牽引役として、積極的に位置づけるとともに、観光産業をNIRA研究会報告にいう「文化交流型産業」といったより広い視野から再定義し、新たな視点からのアプローチに努め、観光振興地域制度等を活用した観光拠点の重点的整備を促進する。

観光・リゾート産業の振興のためには、人々が安価で容易に移動できる環境を提供しなければならない。そのため、本土・那覇間の路線の航空運賃の引下げに係る措置及び沖縄自動車道の通行料金の割引に係る措置については、その延長措置の実現に向けて取り組むものとする。また、県外から北部地域への直接のアクセスのため、軍民共用空港を念頭に北部地域における新空港の整備に向けて取り組む。

さらに、やんばる地域のすぐれた自然環境や文化財を保全するという観点も踏まえつつ、地域における観光拠点の周遊ルート化や新たな観光スポットの開発と併せ、自然をテーマとするエコツーリズム、あるいは観光・長寿をテーマとする沖縄ウェルネス計画の推進等の体験型・周遊型・滞在型観光等、地域の人々とのふれあいが可能となるような、新たな視点からの観光開発も推進することとする。

観光振興地域や重点整備地区における、市町村等によるアクセス道路、駐車場、上下水道等の総合的整備の推進
エコツーリズムや、グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズムなど自然環境や伝統文化等を体験し、地域住民との交流を促進するような滞在型・参加型・体験型観光の促進

「ツールドおきなわ」等の各種イベントの定着化やスポーツ・リハビリ機能を備えた施設整備等を通じたイベント・スポーツ観光の促進

世界文化遺産に推薦している遺産群等をつなぐ琉球歴史回廊のルート化
や新水族館の整備等による国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の魅力向
上など、北部観光の独自性の創造と観光資源の整備
赤土対策や陸域・海域生態系の保全等の環境保全策を通した観光資源
の質の維持・向上の促進 など

(2) 情報通信関連産業の集積促進

過疎化、高齢化、産業の集積度の低さなどは、互いに原因結果となっており、北部地域の産業振興を図る上で大きな阻害要因となっている。

北部地域の産業振興を強力に推し進めるためには、雇用吸収力の大きい産業を誘致するとともに、産業の集積度が高められるような企業を立地することが重要である。このため、「沖縄経済振興 21 世紀プラン」の中間報告における情報通信関連産業の誘致等は有効な手段であり、産業振興の大きな柱として積極的に推進する。

情報通信関連産業の誘致を円滑に推進するため、企業誘致のためのインセンティブの創出や通信コストの低減化等に資する研究開発環境の充実等企業活動の活性化を図るための措置に加え、これからの高度情報通信社会への対応や 21 世紀へ向けた新たな産業創出のためにも情報通信社会インフラの整備が必要である。

国際情報特区構想の推進による情報通信関連産業の集積促進

通信コストの軽減につながる総合的な対策の推進

ギガビットネットワークの研究開発環境の整備

亜熱帯地球環境計測技術に関する研究機関の整備

地方公共団体による地域インターネットの整備や地域イントラネットの構築等をはじめとする情報通信インフラの整備 など

(3) 農林水産業の振興

農業粗生産額において他地域に比較して優位にあり、大量消費者であるリゾートホテル等の立地も視野に入れた北部地域での農林水産業の可能性を追求しつつ、技術開発や市場競争力の強化を図るなど、その振興を総合的に推進する。

また、国際化の進展に伴う海外農林水産物などとの競合の激化等、外部環境の変化に対し対応し得る新規品目の開発や既存品目の改良を推進するため、試験研究の拡充・強化を図る。

農業生産基盤の設備の推進等

亜熱帯農業の拠点産地形成を目指し、農業用水の確保、ほ場整備等の農業生産の基礎的な条件整備や農業の機械化、設備の近代化を図り、農業経営の近代化・合理化を促進する。また、既存品目の量産体制の確立、新規品目の導入等により、特色ある産地形成を図るとともに、農林水産物の高付加価値化を推進する。

地理的・自然的特性を活かした漁業生産基盤の整備

漁港・漁場等の生産基盤の整備をすすめるとともに、放流技術・新規養殖魚種の開発等を通じて、熱帯海域における特色ある栽培漁業や養殖業など「つくり育てる漁業」の実現を支援するとともに資源管理型漁業を推進する。

森林資源の利活用

本県における木材生産拠点機能の強化を図るため、生産団地化等の推進、機械・装備の高度化及び生産施設の整備を図るとともに、県産材の需要喚起を図る。また、森林地域の保全・活用のための施策を総合的に推進する。

(4) 商工業の活性化

北部地域には、ビール、セメント、製糖などの県を代表する企業が立地し、これまで地域経済を支えてきたところであり、こうした既存産業のより一層の振興を図る観点から、産業の協業化の推進や資金融資等の既存の産業振興制度の積極的な活用を図るとともに、産業集積度の低い北部地域における戦略的な産業集積の在り方について今後とも調査研究し、戦略的な産業集積の構築を図る。

一方、商業についてみると、消費者ニーズの多様化、流通構造の変化、モータリゼーションの進展、それに伴う郊外型・大規模商業施設の立地等により、かつての中心市街地の空洞化が進行していることから、中心市街地の再活性化を図り、魅力ある商店街の再構築に努めるとともに、観光・リゾート振興の見地からも、魅力ある商業・アミューズメント施設の集積促進を図る。

2. 魅力ある地域と産業を支える基盤の整備

(1) 長期発展の基盤のための人材の育成

産業技術が日進月歩で進歩していく中、その技術に適切に対応できる人材、新たな技術を研究開発し得る人材は、地域の産業創出・育成に重要な役割を果たしていることから、各面にわたる人材の育成を図る必要がある。

このため、新たな教育機関や国際的水準の研究機関の整備や誘致を促進し、研究開発拠点を形成するとともに、産業を支える高度・専門的な人材の育成・確保を図る。また、新たな産業展開のための知的資本の充実を図るため、産官学が連携する人材育成を推進する。

国立高等専門学校設置の確実な実現

起業のための環境整備としての人材育成資金等の助成

情報通信分野における人材の育成

高等教育機関等における人材育成の充実 など

(2) 研究開発と国際交流の促進

学術、文化、スポーツ等における国際交流・協力は、世界の様々な人々が互いに理解し合う上で大きな役割を果たしている。特に、沖縄の有する地理的・自然的特性を活かした研究開発や独自の伝統文化及び国際性豊かな県民性は、アジア・太平洋地域の経済社会及び文化等の発展に貢献できる可能性を秘めている。

その可能性の実現に向けて、研究開発や国際交流・貢献を推進するとともに国際交流・貢献施設の充実等諸条件の整備を進める。

研究開発の面では、情報通信関連産業等の新たな産業展開のための知的資本の充実を図るため、産官学が連携する研究開発を推進するとともに、新事業創出促進法（平成10年法律第152号）に基づき策定された「沖縄県基本構想」において、今後発展する産業として位置づけられている健康・医薬

関連産業、食品産業、バイオ関連産業、環境関連産業などの産業化のための研究を推進する。

国際交流を促進する観点からは、特に国際コンベンション都市の形成に重点を置くべきであり、九州・沖縄サミットの開催をチャンスと捉え、各種国際会議の誘致に継続的に取り組むことが重要である。そのため、アジア・太平洋地域における有数の国際コンベンション都市としてのポテンシャルや国際観光地としての魅力のPR等に努める。

(3) 潤いとやすらぎのある生活環境の整備と長寿福祉社会の実現

地域社会において、高齢者から子供までの幅広い世代が、安心して生き生きと暮らせることは、豊かな長寿福祉社会の実現と活力ある快適な生活の実現を図るものであり、北部地域についても、すべての世代が豊かさを享受できる社会として形成されるよう環境整備を促進する。

このため、少子・高齢化が進展する中で、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう諸施策を推進するとともに、地域において安心して子供を生み育てることができるよう子育て支援体制の整備・充実を図るなど、地域社会の条件整備を進める。

若者にとって魅力ある地域になるよう、所得機会の確保や生活基盤の整備を促進するとともに、循環型社会の実現に向けて快適な生活環境を形成する。

また、アメニティに富み、活力に満ちた地域社会が形成されるよう、上下水道、集落排水等、廃棄物処理施設及び公営住宅等の整備・拡充を図るなど、生活環境基盤正義を総合的に推進する。

沖縄本島の水源地としての機能を重視し、水源の安定的な涵養を図るため、水源基金が設置され、水源地域振興事業の展開が図られており、政府としても、水源涵養等の公益的機能の高度発揮を図るための諸施策を推進

することとする。

さらに、多様な生態系を形成しているやんばる地域の国立公園化を視野に入れながら、貴重な野生生物の保護を図るなど、森林地域の保全のための諸施策を総合的に推進する。

(4) 交通体系及び企業立地基盤の整備

道路、空港、港湾等の交通基盤は、地域住民の生活の向上をもたらすだけでなく、訪れる人々にも便利さや快適さを提供するものである。これらの交通基盤の充実は、北部と中・南部との移動を容易にし、両地域の相互補完を可能にするものであることから、交通基盤の整備に当たっては、常に他の圏域との有機的な連携を念頭に総合的な観点から取り組む必要がある。

また、交通体系の整備に当たっては、交通基盤が産業を支えるインフラとしての側面を有しており、物の輸送の効率化や関連産業の誘致の面からも道路・空港・港湾等の整備が特に重視されなければならない。

このため、交通基盤の整備の促進や交通ネットワークの強化を図りつつ、離島と本島との交通アクセスの確保・向上や本島内の陸上交通の利便性の向上に向け、新たな交通の在り方について検討を進める。

軍民共用空港を念頭に置いた北部地域における新空港（以下、「新空港」という。）については、同新空港を活用した空港関連産業や空港利用産業の立地及び発展可能性についても併せてその検討を行うこととする。

また、企業誘致及び内発型の産業育成双方の見地から、企業立地の促進のため、流通コストの低減化等企業活動の活性化を図るための措置に加え、低利融資制度の活用等、起業のための環境整備に努める必要がある。

このため、地域プラットフォームの活用など新事業創出促進法による企業立地に向けた総合的支援策を講じるのに加え、現在検討を進めている「新規事業創出促進支援体制の総合的検討」の具体化に向けて、北部振興の観点から

も検討を加えることとする。

新規の高い幹線道路ネットワークの形成

他の経済圏域とのネットワーク強化のための新空港の整備に向けた取組
通勤・ネットワークの拡大を通じた離島を含む県内移動の円滑化
国際クルーズ船や本土定期便船等の寄港の促進や物流機能の再構築の
ために必要な拠点となる港湾の整備

本島・離島間の海上交通の拡充

新空港整備に併せた関連産業の立地促進

産業団地等、新たな企業立地の受皿の整備

流通コストの軽減につながる総合的な対策の推進

低利融資制度等、起業促進のための総合的な対策

地域の雇用開発に関する助成金の活用など総合的な雇用対策を実施

など

実現に向けた取組方針

1. 当面の課題の実現

施策の基本方向に沿った施策・事業の実施に向け、速やかな取組を行っていくこととする。

このため、要望のあった「北部振興基金」については、現行の北部産業振興のための基金を平成 12 年度中に拡充・発展させ、実現できるよう取り組む。また、当面実施可能な施策・事業を推進するため、平成 12 年度において、このための特別の予算措置を行うこととする。

さらに、「沖縄経済振興 21 世紀プラン」の中間報告において「今後の検討課題」とされた「国際情報特区構想」や「ゼロエミッション・アイランド沖縄構想」などの具体化に当たっては、最終報告に向けて、北部振興の観点からも検討を深めていくこととする。

2. 中長期の取組に向けた枠組みの確保

北部地域の振興を図る上で、当面の施策・事業の早期実現とともに、中長期的には従来と異なった視点での政策的支援が不可欠であるとの認識のもと、本案に係る施策・事業が確実に実現されることを担保する枠組みとして、平成 12 年度における対応に加え、以下の対応を図ることとする。

(1) 「新たな沖縄振興計画」における位置づけ

新たな沖縄振興計画の策定とともに、新たな沖縄振興法の制定実現が要望されていることにかんがみ、政府としては、新たな時代に向けた沖縄振興新法の実現を目指すこととし、その具体的検討をポスト 3 次振計の検討の中で行うこととする。同法制において、21 世紀の沖縄の持続的発展を図る上で地域連携を軸とする分散型の県土構造の構築が不可欠であるとの認識の下

に、圏域別の計画としてこれまで以上に北部振興について積極的な位置づけが行われるよう取り組むこととする。

（２）財政的な措置

本案に係る施策・事業を着実に推進する上で、相当規模の予算を要することから、今後、本案に係る施策・事業の具体化に当たっては、その進捗に応じて予算上の特別の配慮を行うこととする。

また、本案に係る施策・事業の着実な進捗及び市町村の財政的負担の軽減が併せ求められていることにかんがみ、市町村事業を中心として支援できるよう新たに「北部振興事業制度」（仮称）を創設し、これに対して所要の地方財政上の配慮を併せて行うこととする。

（３）推進体制の整備

北部地域を振興するための施策・事業の円滑な推進に当たって、地域の自治体と県及び政府との緊密な連携・協力を図るため、国、県、地元が一体となって検討、調整及びフォローアップを行う新たな協議機関を設置する。本案に係る施策・事業の具体化については、同協議機関を活用し、今後、国、県、地元が一体となって具体的事業の検討を行うこととする。